

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立宮上小学校  
校長名 宮部 吉一 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

教育基本法及び八王子市教育委員会教育目標を受けて、知・徳・体の調和ある育成をめざし、以下の通り教育目標を設定する。「考える知恵」を重点目標とし「主体的・対話的で深い学び」の充実を通して、児童の資質・能力を育成する。

- み みなぎる力 (明るくたくましい子)
- や やさしい心 (心豊かで思いやりのある子)
- か 考える知恵 (よく考えて工夫する子)
- み 見わたす世界 (地域と国と世界を見つめられる子)

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

本校の教育目標は、知・徳・体の調和ある育成を通して、社会に参画するための基礎を培うことである。この教育目標を実現する基本方針として、以下の観点から考える。

○ア 確かな学力の育成

- ①「確かな学力の育成」のために、八王子市学力定着度調査等の結果を経年で把握し、定着が十分でない児童のための補充指導の時間を確保し、定着させるために適切な指導や支援の充実を図る。

イ 豊かな心の育成

- ①「豊かな心の育成」のために、各教科・領域等において人権感覚や道徳性の涵養を重視し、児童が互いに認め合い、高め合い、励まし合える学校づくりを進める。

ウ 健やかな体の育成

- ①「健やかな体の育成」のために、体育科授業の充実・集団外遊びの活性化・望ましい生活習慣の確立に取り組む。

エ 不登校児童への支援

- ①不登校児童の個々の状況を早期に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部機関等との連携や働きかけを、特別支援教育委員会を中心に組織的に行っていく。また、やむを得ず登校できない児童に対しては1人1台の学習用情報端末を活用し、オンライン学習等により児童との精神的なつながりや学びの機会を確保し、社会的自立に向けた教育的支援を行う。

オ いじめ防止等の取組

- ①いじめにつながる案件の未然防止、早期発見、早期解決を組織的に迅速に取り組む。いじめ総合対策をより効果的に実行するため、学校いじめ対策委員会を毎週木曜日に全教員が出席して行う。
- ②日常的な安全確保を基盤とし、生活指導上の諸課題改善に取り組む。特にいじめは絶対に許さないという姿勢を全教職員で共有し、指導にあたる。

カ 特別支援教育の充実

- ①一人ひとりの児童の多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育の指導・支援の充実を図り、個別最適な学びと協働的な学びの場を設定することにより、学力の定着を図る。また、校内外の研修や校内における障害理解教育を通じて、教員の専門性の向上を図る。さらに、特別支援学級(こすもす)と特別支援教室(なごやか)の併設という本校の特色を活かして、特別支援教育を充実させ、相互に思いやり、学び合う心の育成を図る。

キ 小中一貫教育のさらなる充実 【宮上中学校グループ(宮上小、下柚木小)】

宮上中学校グループとして、義務教育修了段階において育成すべき生徒像を、1. 学ぶ意味が分かり、すすんで学ぶ生徒、2. 人を思いやり、自分を大切にできる生徒、3. 運動の楽しさを知り、自分の体力を伸ばす生徒、4. 地域への誇りと愛着をもつ生徒とする。

- ①宮上中・宮上小・下柚木小の学校運営協議会と連携し、地域の教育力を学校教育に活用する。
- ②授業体験、ボランティア活動、協議会など児童・生徒・教員の交流を行い、義務教育9年間を見通した教科指導や生活指導・進路指導を通じて、小中一貫教育を推進する。

## 2 指導の重点

## (1) 各教科等

## ア 各教科（外国語活動を含む）

- ①「主体的・対話的で深い学び」を実現するため授業改善を行い、小集団での話し合い活動や授業の振り返り、復習等において1人1台の学習用端末を積極的に活用し、確かな学力の定着をめざす。
- ②授業における個々の児童の学習のつまづきを把握し個別に応じて支援するために、八王子市学力定着度調査等の結果を経年で把握した上でつまづきに応じて支援する。また、理解に時間がかかる児童に対する補習指導の時間等を設定し、ドリル学習（東京ベーシック・ドリルやミライシード等）により類似問題や「はちおうじっ子ミニマム」を活用し、社会生活を営む上で最低限身に付ける基礎的・基本的な学習内容について学力の定着を図る。
- ③児童の発達段階や教科の特性を踏まえ、教員のICT活用指導力を学習用コンテンツ等のOJT研修等で向上し、授業の質を高め、児童に指導していく。日常的に1人1台の学習用端末によりドリル型学習コンテンツや学習支援ツールを効果的に活用し、算数科や国語科等の教科における児童の個別最適な学びを支援し、児童同士の協働的な学びの充実を図る。
- ④高学年における教科担任制を実施し、専門性の高い教科指導を推進するとともに、中学校と連携し、中学校教育への円滑な接続を図る。  
児童が授業や各教科と関連した体験的活動を通して、児童が多面的・多角的に互いを理解し合い、人権を尊ぶ感覚を身に付けるようにする。
- ⑤論理的思考力を養う一つの方策としてプログラミング教育を充実させる。1人1台の学習用端末を活用し、算数科・理科を中心として各教科の年間指導計画にプログラミング教育を位置付け、計画的に実施する。
- ⑥外国語活動において、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことに慣れ親しむ言語活動を通して、実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けさせる。また、外国語科においては、基本的な英単語や英会話を授業や日常会話に取り入れる等の効果的な指導を通して、児童が初歩的な英語の活用能力と音声面を中心としたコミュニケーションへの意欲を身に付けられるようにする。

## イ 総合的な学習の時間

- ①興味・関心を活かした探究的な学習や教科等の横断的・総合的な学習を通して、児童が他者と関わりながらよりよく課題を発見し解決する能力や、態度及び社会性を身に付けられるようにする。
- ②身近な地域や日本遺産や地域の歴史等について計画的に探究活動を行うとともに、外部講師を招いた授業や地域資源を活かした教材等を活用し、八王子市民としての地域に対する魅力や誇り、愛情等を深める。
- ③稲作等の栽培活動・地域で働く方々との交流等の体験的な活動を取り入れ、その学習過程において協働的な学習活動や話し合いを設定し、環境教育や食育及びキャリア教育との関連を図り、児童が自己の生き方について考える契機とする。

## ウ 特別活動

- ①たてわり班活動を重視し、異年齢の児童同士の豊かな交流を通して、集団生活での良い人間関係を形成し、互いを思いやる優しい心を児童に育み、社会への参画及び自己実現に向かう態度を養う。
- ②学級活動や児童会活動、クラブ活動、学校行事の工夫を通して、児童の自主性や個性の伸長を図り、児童の協調性や責任感を養う。集団宿泊の行事においても、児童が自主的・実践的な活動内容を考え、体験的な活動を通して、助け合ったり協力したりして行動しようとする態度を養う。

## (2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

ア 「生命の尊さ」を重点項目とした取組を、年間を通じて行う。その一環として「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組では、全学級において「生命の尊さ」を主題とした道徳科の授業を児童の実態や、発達段階に応じて実施する。道徳教育全体計画及び別葉を活用し、相手を思いやる心や遵法精神、公德心等を身に付けられるようにする。

イ 道徳授業地区公開講座を充実させ、家庭・地域との連携により児童の道徳性を涵養する。

ウ 集団宿泊の行事やボランティア活動への参加等、豊かな体験を通して児童の道徳性を涵養する。

## (3) キャリア教育

ア 小中が連携し、グループが一体となって全学年において、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、これからの社会を支えていくための資質能力の育成に向け、教科横断的にキャリア教育を行い、9年間を通して児童が自分自身の変容や成長に気付き、多面的・多角的に自己理解を深め、多様な他者理解を行い、互いに尊重しながら社会的な自立や夢や目標に向けて努力できるようにする。

イ 児童の特性やニーズに応じ、どの子にも社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力が身に付けられるよう、地域の第一線で働いている方による講話や体験活動、地域の社会科見学等により、実社会と接続する学びを通して『自分ごと』になる社会的な自立を促し、実践的なキャリア教育の充実を図る。

## (4) 特別支援教育

- ア 全ての児童が障害の有無に関わらず適切な授業や学習の機会が得られるようにするために1人1台の学習用端末を活用して音声入力や写真の画像を活用する等、指導方法を工夫し、一人ひとりの教育的ニーズに応じる合理的配慮が必要な児童への学習活動を支援する。
- イ 学校生活支援シートや個別の教育支援計画、個別指導計画を活用し、家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部機関との連携を図る。また、校内委員会等で個々の児童一人ひとりの実態に合った支援を話し合い、組織的かつ計画的に推進する。
- ウ 特別支援学級・教室を併設する本校の特色を活かし、通常の学級との交流及び共同学習の取組を通じて、児童の多様性を認め合うインクルーシブな共生社会実現の素地を養う。また、都立多摩桜の丘学園と連携した副籍交流を継続し、児童との交流の場をつくり、障害者理解教育の推進の充実を図る。さらに、特別支援学級・教室の教員による研修を行うことで全教員に対してユニバーサルデザインの視点に立ち、学校全体の特別支援教育に対する理解を深める。

## (5) 生活指導

## ア 生活指導

- ① 宮上小の生活のきまり「宮上小の一日」や宮上中学校グループ3校のルール「宮上スタンダード」を適宜見直し、児童の実態に合わせた活用と運用を行う。
- ② 全学年でセーフティ教室を行い、SNSの適切な使い方を理解させる。さらに第6学年には、メディアリテラシー教育を行い、自己の身を守るために必要な知識や行動を身に付ける。
- ③ 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために『生命(いのち)の安全教育』指導の手引きや「八王子市教育委員会『生命(いのち)の安全教育』」を基に、各段階別教材・授業展開例等を活用し、発達段階に応じて指導する。加え、SOSの出し方に関する教育やがん教育を通して、生命の尊さや素晴らしさ、自他を尊重し大事にすること、一人ひとりの存在の大切さを児童が理解できるように指導する。

## イ いじめ防止等の取組

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「子ども見守りシート」の活用や毎月の学校生活アンケート、Q U、スクールカウンセラーによる面談、いじめに関する教職員研修等を実施するとともに、教職員の全員参加を原則として、毎週1時間の学校いじめ対策委員会等を実施し、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を組織的に取り組み、児童にとって相談できる大人がいるようにしていく。
- ② 6月の「八王子市いのちの大切さを考える日」に校長講話を行うとともに、全学級において「いのちの大切さ」を主題とした道徳科の授業の実施し、いじめ防止等に対する児童の意識を高める。

## ウ 不登校児童への支援等

個票システムを活用し、登校支援コーディネーターを核とした校内委員会を通じて、家庭・関係諸機関との連携を図りながら不登校児童の支援を行い、新たな不登校を生まないために未然防止を行う。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと十分に連携し、登校できない児童に対しては、1人1台の学習用端末やバーチャル・ラーニング・プラットフォーム、オンライン学習等で児童とのつながりや学びの機会を確保する。

## (6) 学力保障の取組

- ① 「はちおうじっ子ミニマム」を活用し、基礎的・基本的な学習内容に関する学力の定着をめざすため、日常の授業改善はもとより、算数科を中心に、第3学年から第6学年まで定期的に補習の時間を行う。第5・6学年は、第1・2学年担任と協力してチームティーチングを行い、習熟度別の指導を行う。
- ② 家庭や中学校と連携しながら、朝読書や家庭学習の活性化を図る。中学校の定期考査前期間には、小中学校で連携した家庭学習強化週間を実施する。

## (7) 特色ある教育活動

## ア 義務教育9年間の発達・成長を見通し、切れ目なくつなぐ教育活動を見通した小中一貫教育の取組

(取組1) 6月に、宮上小学校・下柚木小学校の第6学年が宮上中学校において授業参観・部活動見学を施し、中学校の学習・生活の模擬体験を行う。7月と11月に、いじめ防止「はちおうじっ子サミット」オンライン会議を開催する。夏季休業期間中に宮上小学校・下柚木小学校の第6学年の部活動体験を行う。10月に小学校の運動会に中学生がボランティアとして参加する。12月に小学校で出前授業を行う。2月に宮上中生徒会役員等が両小学校を訪問し学校紹介を行う。

○(取組2) 八王子市学力定着度調査の結果分析と授業改善の取組内容を共有し、義務教育9年間を通して連続した指導を行う。切れ目ない学習指導のために中学校へ進学する児童の学力の引継ぎを確実に行うと共に、学力定着と学力向上に向けて連携し、「宮上スタンダード」の共有と見直しを図る。

(取組3) 児童・生徒についてオンライン会議等で情報を共有し、「宮上スタンダード」の生活指導の指標についてプロジェクトチームを活用し、共有と見直しを図り、一貫した指導にあたる。

(取組4) 「地域の子どもは地域で育てる」意識を保護者・地域と共有していくために、地域清掃活動を青少年対策委員会と協働して実施する。また、学校運営協議会が主催として行う漢字検定や英語検定の実施に協力する。

## イ その他

- ① 児童がデジタル社会をより良く生きていくため、宮上中学校グループで「八王子市版情報活用能力系統表」を活用し、義務教育9年間を見通したICT活用に関する資質・能力を児童に習得させる。
- ② 幼児教育と学校教育をつなぐ、生活科を中心とした「保幼小の架け橋カリキュラム」を活用しながら、保育園・幼稚園から第1学年への円滑な接続を図るための話合いの場を設定し、継続する。
- ③ 幼児と児童との直接交流や授業観察等を計画し、関係保育園・幼稚園との連携を深めるための「保・幼・小連携の日」の取り組みを行う。
- ④ 地域における児童の活動を「学校外における活動」として見取り、「子どもの1年間の成長の記録」として通知表に記載する。

## 3 学年別授業日数及び授業時数の配当

## (1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	17	18	22	13	4	19	21	19	19	15	18	17	202
2	18	18	22	13	4	19	21	19	19	15	18	17	203
3	18	18	22	13	4	19	21	19	19	15	18	17	203
4	18	18	22	13	4	19	21	19	19	15	18	17	203
5	18	18	22	13	4	19	21	19	19	15	18	18	204
6	18	18	22	16	4	19	21	19	19	15	18	17	206
備 考	始業式 4月6日(月)は第1学年が入学していないため1日減。 7月19日(日)から7月21日(火)、第6学年の移動教室を授業日とするため3日増。 夏季休業日 7月21日(火)から8月25日(火)までとする。 都民の日 10月1日(木)を授業日とする。 卒業式 3月24日(水)は第1学年から第4学年は参加しないため1日減。 修了式 3月25日(木)は第6学年は卒業したため1日減。												

## (2) 各教科等の年間授業時数配当表(1単位時間は、45分とする。)

領 域		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
特別活動(学級活動)		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980(10)	1015(10)	1015(10)	1015(10)

備 考

ア その他の授業時数

区分		学年					
		1	2	3	4	5	6
児童会活動	児童会集会活動	5	5	6	6	6	6
	委員会活動					11	11
クラブ活動					17 1/3	17 1/3	17 1/3
学校行事		53	45 2/3	52 2/3	50 2/3	73	87
学級・学年裁量の時間		35	12	14	13	5	8

イ 1 単位時間

- ・ 1 単位時間を45分とする。  
ただし、クラブ活動時間は60分とする。  
(第4学年から第6学年まで 60分×13回)

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

- ・ 月曜日・火曜日・金曜日 1 回15分計78回、第3学年から第6学年は、授業として国語19時間、算数7時間、合計26時間増。
- ・ 4月24日(金)、第2学年、第3学年は、離任式のため6校時を1時間増。
- ・ 5月15日(金)、第3学年は、遠足のため6校時を1時間増。
- ・ 5月22日(金)、第1学年から第3学年まで、保幼小連携避難訓練のため6校時を1時間増。
- ・ 5月20日(水)、第6学年は、小中一貫教育の日のため6校時を1時間増。
- ・ 10月15日(木)、第5学年、第6学年は、運動会係活動のため6校時を1時間増。
- ・ 1月18日(月)、第3学年は、クラブ見学のため6校時を1時間増。
- ・ 委員会・クラブ活動がない月曜日(11月16日、2月22日、3月1日、3月15日)、第5学年、第6学年は、授業のため6校時を1時間増。
- ・ 3月18日(木)、第5学年、第6学年は、卒業式予行のため6校時を1時間増。

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

- ・ 第3学年から第6学年まで、総合的な学習の時間として10時間を、夏季休業中に位置付ける。  
第3学年 「八王子について調べよう」(10時間)  
第4学年 「八王子の伝統行事について調べよう」(10時間)  
第5学年 「八王子の豊かな自然環境について調べよう」(10時間)  
第6学年 「日光について調べよう」(10時間)

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・ 毎週水曜日・木曜日に朝読書の時間を設定する。
- ・ 学期の終わりの週の放課後、全学年、算数補習を設定する。  
尚、算数補習は1学期2回、2学期2回、3学期1回設定する。

カ その他

- ・ 第1学年、第2学年において外国語活動を裁量の時間として7時間位置付ける。
- ・ 第3学年は、5月より月1回程度、年間6回補習を設定する。
- ・ 第4学年は、5月より月1回程度、年間8回補習を設定する。

